

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

① 笠間市の現状

2006年3月19日、旧笠間市、友部町、岩間町が合併し、新制の笠間市が発足した。

【位置、地勢】

笠間市は、都心まで約100km、茨城県のほぼ中央に位置し、東西約19km、南北約20km、総面積240.40km²の面積を有しており、北部は城里町、栃木県茂木町、西部は桜川市、東部は水戸市、茨城町、南部は石岡市、小美玉市に隣接している。

地勢は、市の北西部は八溝山系から連なる山々、南西部は愛宕山を中心とする丘陵地帯など緑豊かな自然環境を有しており、南東部にかけて広がる、概ね平坦な台地に市街地や農業地域が形成されている。また、本地域の中央を潤沼川が北西部から東部に向け貫流し、肥沃な田畑が形成されている。



【地質・土壌】

(1) 笠間地区

地質は大きく北側に分布する中生界の古期岩類と南側の花崗岩類に大別される。笠間地区から友部地区を通して水戸市北西部に至る間のよく開かれた丘陵地には、砂層を主とした地層が広く発達しており、「友部層」と呼ばれている。また、関東ローム層と呼ばれる関東火山灰層が市全域の表土の下に分布している。

(2) 友部地区

北部、西部の山地は、古期堆積岩層に属し、北西部の丘陵は淘汰のよい均質の砂層で砂鉄を採掘していた時代があった。大部分を占める地層は見和層と呼ばれているが上部は砂、砂礫、粘土層からなり、下層は主に泥層から成っている。

北西部の山間部を除く台地は多少の起伏はあるが、東南にかけて平坦地となっており、畑地は主にこの地帯に多く拓けている。大部分が洪積層に属する関東ローム層で厚さが3～5メートルあり層中に鹿沼軽石がみられる。これらのローム層は主に北関東の火山の火山灰である。

(3) 岩間地区

河川流域は砂、シルト、粘土からなる沖積層堆積の「泥」となっており、その他は洪積層の火山灰層のローム層からなっている。

【土地】

主要地目別面積をみると、山林が83,584km²と最も大きく、市総面積に占める割合は34.9%と、県平均(25.9%)よりもやや高い割合を示している。

【気候】

夏は気温・湿度とも高く、冬は乾燥した晴天の日が多い太平洋型の気候になっている。各月の平均気温の平年値（平成20年～平成29年）をみると、8月が26.0℃と最も高く、1月が2.3℃と最も低くなっている。

年間降水量の平年値（平成20年～平成29年）は1,422.3mm で、主に9月～10月の秋雨・台風の時期を中心に多くなっており、月別では10月が188.1mmと最も多い。

②想定される地域の災害リスク

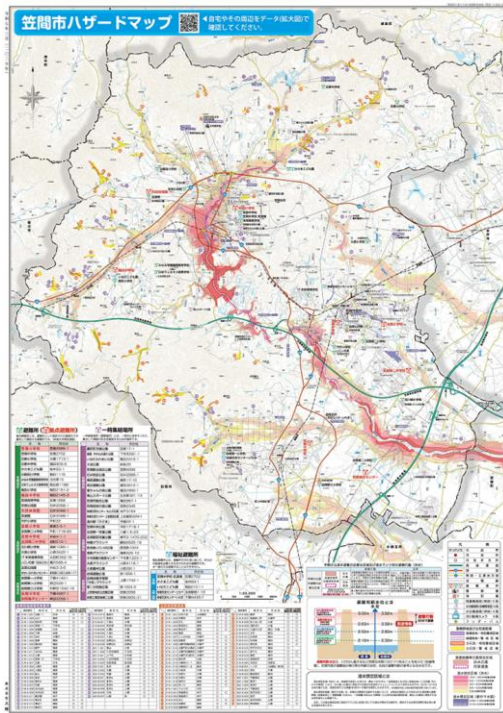
（地震：「茨城県地震被害想定調査報告書」、「笠間市地域防災計画」）

◆茨城県を震源地とした被害想定				
No	地震名	地震規模 (Mw)	想定 の 観 点	笠間市の最大震度
①	茨城県南部の地震（茨城県南部）	7.3	首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	6弱
②	茨城・埼玉県境の地震（茨城・埼玉県境）	7.3		5強
③	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震（F1断層）	7.1	県北部の活断層による地震の被害	5弱
④	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震（棚倉破砕帯）	7.0		5強
⑤	太平洋プレート内の地震（北部） （太平洋プレート（北部））	7.5	プレート内で発生する地震の被害	6弱
⑥	太平洋プレート内の地震（南部） （太平洋プレート（南部））	7.5		6弱
⑦	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 （茨城県沖～房総半島沖）	8.4	津波による被害	5強

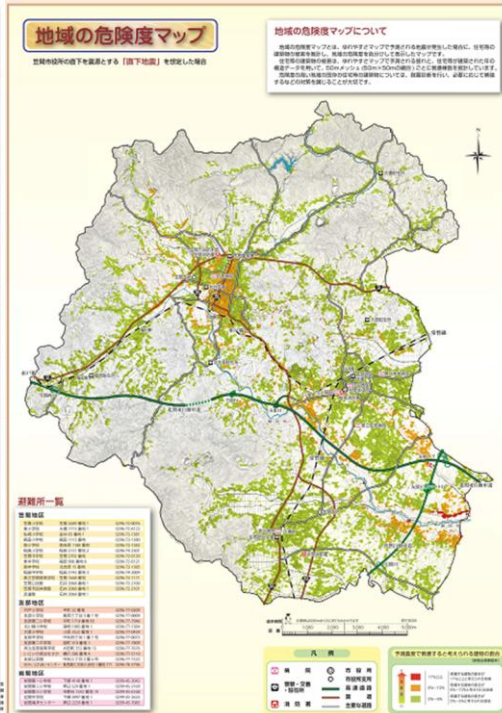
本市において特に影響を及ぼすと想定される地震は、①茨城県南部の地震による地震である。マグニチュード8規模の地震が笠間市役所本所付近を震源として発生した場合、笠間市全域で震度7となり、建物及び人的被害は次のとおり想定される。

＜想定被害状況＞

建物被害（全壊数）	木造建物	12,599棟
	非木造建物	485棟
人的被害	死者数	412名
	負傷者数	11,000名



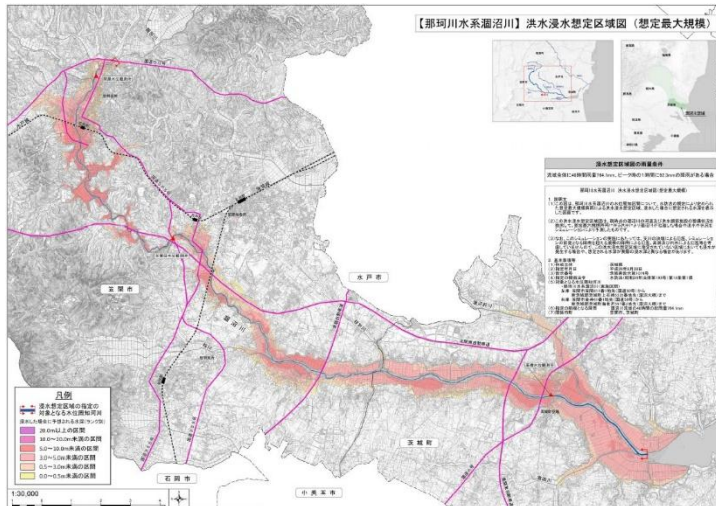
【笠間市ハザードマップ】



【笠間市危険度マップ】

<洪水：市ハザードマップ>

那珂川水系涸沼川流域全体に48時間雨量764.1mm、ピーク時の1時間に92.3mmの降雨がある場合、涸沼川流域の地域において最大浸水深5m~10mが予測されている。



茨城県洪水浸水想定区域図（涸沼川）

<土砂災害：市ハザードマップ>

- ①急傾斜地崩壊危険個所としては、笠間地区35カ所、友部地区5カ所、岩間地区9カ所が崩壊の危険個所と指定されている。
- ②土石流危険渓流としては、笠間地区43カ所、友部地区0カ所、岩間地区8カ所が危険個所と指定されている。

＜原子力災害：笠間市地域防災計画（原子力災害対策の概要）＞

原子力災害対策重点区域の範囲は、原子力災害対策指針において、対象施設から概ね半径30kmを「緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）」と位置付けている。

この考え方を踏まえ、笠間市の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおり示されている。

地区名	
原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	
大橋、池野辺、福田、飯田、石寺、大淵、平町、大田町、南友部、鴻巣、旭町、鯉淵、五平、湯崎	
住吉、随分附、柏井、仁古田、長兎路、下市原、中市原、上市原、小原、友部駅前、八雲1丁目	
中央1丁目、中央2丁目、東平1丁目、東平2丁目、東平3丁目、東平4丁目、美原1丁目	
美原2丁目、美原3丁目、美原4丁目、安居	

＜感染症、サイバー攻撃等＞

- ・ 新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。
- ・ 本市では、サイバー攻撃等による情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

（2）域内の商工業者の状況（「令和3年経済センサス - 活動調査結果」（総務省統計局））

- ・ 商工業者数（公務を除く） 2, 772人
- ・ 小規模事業者数（公務を除く） 2, 248人
（うち事業継続力強化計画に認定された市内事業者数は24事業者）

＜笠間市の商工業者数（※括弧内は小規模事業者数で内数）＞

業種分類	令和3年	備考（事業所の立地状況等）	
農林漁業	28（15）	市内に広く分散している	
鉱業、砕石業、砂利採取業	4（2）	市内に広く分散している	
建設業	359（310）	市内に広く分散している	
製造業	342（281）	市内に広く分散している	
電気・ガス・熱供給・水道業	12（8）	市内に広く分散している	
情報通信業	7（7）	市内に広く分散している	
運輸業、郵便業	77（29）	市内に広く分散している	
卸売業、小売業	638（535）	市内に広く分散している	
金融業、保険業	32（18）	市内に広く分散している	
不動産業、物品賃貸業	142（142）	市内に広く分散している	
学術研究、専門・技術サービス業	94（91）	市内に広く分散している	
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	28（12）	市内に広く分散している
	飲食サービス業	245（200）	市内に広く分散している
生活関連サービス業、娯楽業	旅行業、娯楽業	29（28）	市内に広く分散している
	その他	224（224）	市内に広く分散している

教育、学習支援業	109 (87)	市内に広く分散している
医療、福祉	207 (103)	市内に広く分散している
複合サービス事業	16 (11)	市内に広く分散している
サービス業（他に分類されないもの）	179 (145)	市内に広く分散している
合計	2,772 (2,248)	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

①笠間市地域防災計画の策定

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、地域における災害対策を実施するにあたり、市並びに防災関係機関がその全機能を発揮して市民を災害から保護するための事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

また、本市における各種災害に対応するため基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、この計画は、「風水害等対策計画編」、「震災対策計画編」及び「原子力災害対策計画編」から構成され、市域における防災活動の指針としての性格を有するとともに、災害が発生した場合、状況に応じて有機的な運用を図るものとする。

②笠間市国土強靱化地域計画の策定

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」13条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。

また、国の「国土強靱化基本計画」、茨城県の国土強靱化地域計画である「茨城県国土強靱化計画」と調和のとれた計画とすると同時に、「笠間市第2次総合計画」における地域防災力の向上などの具体的な施策を推進する上での指針となる計画として位置づける。

国や茨城県における強靱化の状況、社会情勢の変化に応じた施策の推進が必要となることから、計画期間は「国土強靱化基本計画」及び「茨城県国土強靱化計画」を踏まえ、かつ、「笠間市第2次総合計画」との整合を図るため、7年間とする。（令和2年度から令和8年度まで）

③笠間市第2次総合計画 施策アクションプラン

本計画では防災・危機管理として、1. 地域防災計画の推進、2. 防災意識の高揚及び防災活動の推進、3. 防災体制の整備等に取り組んでいる。

④避難所の備蓄物資及び設備の整備

避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な食料等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めている。主なものは次に示すア～シの通りである。

	備蓄物資及び設備の整備内容
ア	食糧、飲料水
イ	生活必需品
ウ	ラジオ・テレビ
エ	通信機材（衛星携帯電話、災害時用公衆電話、防災行政無線を含む）
オ	放送設備
カ	照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）
キ	炊き出しに必要な機材及び燃料
ク	給水用機材

ケ	救護所及び医療資機材（常備薬含む）
コ	物資の集積場所（備蓄倉庫等）
サ	仮設の小屋またはテント、仮設のトイレ
シ	工具類

⑤笠間市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年2月）

本計画は、市域にかかる新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、当市が実施する措置等を定める。

2) 当会の取組

・事業者BCP策定セミナーの周知・斡旋

事業者へBCP（事業継続力強化計画を含む）（以下、事業者BCPとする。）に関する国の施策の周知や近年の大規模自然災害の頻発を受け、当会では事業継続力強化計画事業者向けリーフレットや「事業継続力強化計画」認定制度の案内を窓口及び巡回等により小規模事業者等に対し、配布・周知を行ってきた。

BCPの必要性が高まっている現状を踏まえ、小規模事業者向けのBCP策定セミナー及び関連セミナーを実施している。

・損害保険への加入促進

小規模事業者に対する業務上の災害など財産のリスクヘッジ対策として、中小企業PL保険制度、業務災害補償プラン、ビジネス総合保険の普及・加入促進及び茨城県火災共済協同組合と連携した火災共済の普及・加入促進を行って災害等に備えてきた。

・防災備品の備蓄

災害発生に伴う停電時等の最低限の会館保守を目的に、発電機、懐中電灯、ブルーシート、乾電池、ストーブ、灯油、カセットボンベ（発電機用）、救急用品、工具類、軍手及びゴム手袋、タオル、ゴミ箱等の防災用品を当会館内及び倉庫に備蓄している。

・特別相談窓口の設置、関係機関との連携

資金調達、給付金、助成金等の国や県、市の施策の情報提供、事業者への影響調査の実施。また、茨城県、茨城県商工会連合会、笠間市と連携した感染拡大防止に向けた情報提供。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・市内で事業継続力強化計画認定事業者数 24者
- ・内市内において小規模事業者を訪問し事業者BCPの策定に係る指導数 11者
- ・事業者BCP策定済み事業者を訪問し見直しに係る指導数 8者
- ・事業継続力強化に関するセミナー（集団・個別） 年5回
- ・①小規模事業者による事業継続力強化計画策定率については前述の低い数値である。②損保会社と連携した損害保険への加入促進や③防災訓練の実施についてはほぼ行われていない。今後の対応策として、令和7年度より経営発達支援計画の中で強力的に同事業を進めており、さらなる策定件数が見込まれ①～③についても取組んでいく。

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制など具体的な体制が整備されていない。そのために次の点が本計画の課題と対策になっている。

（課題）

- ・市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ・地域の自然災害等のリスクについて当会、当市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ・本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

(対策)

- ・事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ・当市商工課、危機管理課、当会で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ・保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、損害保険会社や金融機関、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

- ・市内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・笠間市内の3地区（笠間・友部・岩間）の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・市内においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が年間3件程度と低いことから、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。
- ・災害発生時における情報共有体制を円滑に行うため、商工会・県・市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・災害発生時において速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
事業継続力強化計画認定 40者/5年
- ・各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）
（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他）
- ・上記目標達成のため、集団セミナー、個別相談会を開催する。

<目標>

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
①セミナー開催数（集団）	2回	2回	2回	2回	2回
参加者数	10者	10者	10者	10者	10者
②セミナー開催数（個別）	3回	3回	3回	3回	3回
参加者数	10者	10者	10者	10者	10者
③事業継続力強化計画策定者数	8者	8者	8者	8者	8者

※事業継続力強化計画策定者数は、経営指導員4名×2件として目標設定している。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。また、小規模事業者に対して災害リスクの認識を促し、集団セミナーや個別相談会を開催し事業継続力強化計画策定等を支援する。
- ・会報や市広報、ホームページ、市SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。

経済産業省HP（リスクファイナンス判断シート）

(https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html)

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

(3) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・事業者BCP策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・必要に応じて笠間市事業継続力強化支援協議会（仮称）（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。
- ・笠間市の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。（HP：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp>）
- ・事業者BCPの策定後2年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシミュレーション含む）・計画の見直しについて指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

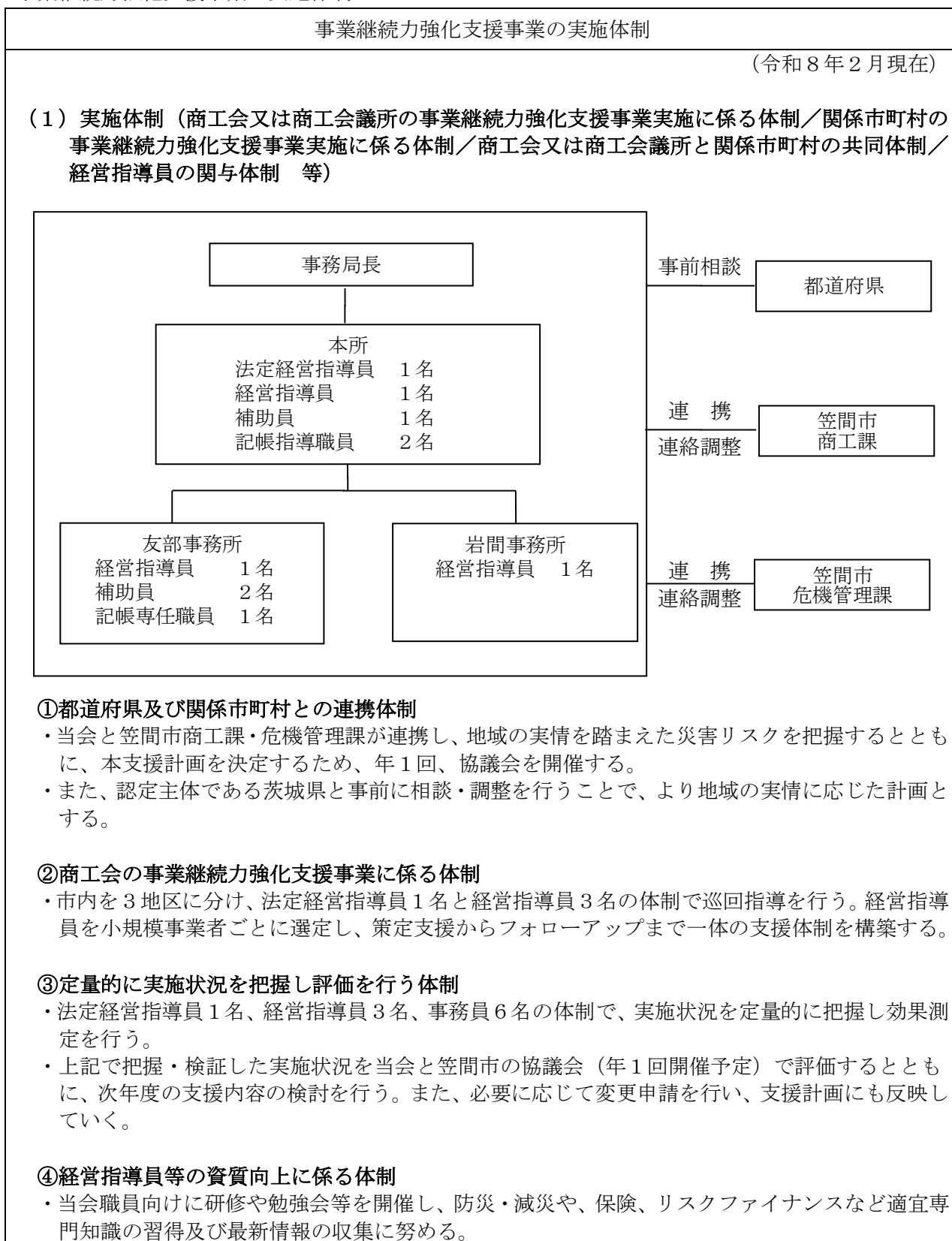
- ・損害保険会社と連携し、会員事業者等を対象に専門家派遣や普及啓発セミナー等を実施する。また関係機関への普及啓発ポスター掲示やリーフレット設置を依頼する。
- ・損害保険会社から専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保、障害保険等の紹介等を実施する。関係機関から専門家の派遣を依頼し、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。
- ・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法) 中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 大槻 幸夫 (連絡先は下記、笠間市商工会本所)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

経営指導員 大槻 幸夫 は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会／商工会議所

笠間市商工会(本所)

〒309-1611 茨城県笠間市笠間 1464-3

TEL. 0296-72-0844 FAX. 0296-72-5495

e-mail:kasama-s@isis.ocn.ne.jp

笠間市商工会(友部事務所)

〒309-1705 茨城県笠間市東平 2-3-3

TEL. 0296-77-0532 FAX. 0296-77-0621

e-mail:tomobe-s@minos.ocn.ne.jp

笠間市商工会(岩間事務所)

〒319-0294 茨城県笠間市下郷 5140(市民センターいわま内)

TEL. 0299-45-5711 FAX. 0299-45-2986

e-mail:iwamas@triton.ocn.ne.jp

②関係市町村

笠間市商工課/危機管理課

〒309-1792 茨城県笠間市中央 3-2-1

TEL. 0296-77-1101

e-mail: shoko@city.kasama.lg.jp (商工課) / kikikanri@city.kasama.lg.jp (危機管理課)

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ 会議運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伴走型補助金、県・市補助金、事業収入 等 ただし、上記経費のうち講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

○支援計画の実効性を高めるためには、伴走型補助金など国の補助金を活用する。

■当会で伴走型補助金の活用が想定される取組は以下のとおり。

(2 事業継続力強化支援事業の内容(1)～(5)に記載)

①事業継続力強化の取組状況等の把握

- ・ 域内の小規模事業者の事業継続力強化に関する取組状況の調査・分析

②事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起

- ・ チラシ、パンフレット、啓発ポスターの配布などの各種啓発
- ・ 各種セミナーの開催

③事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、各種制度の情報提供

- ・ 保険、金融セミナーの開催
- ・ 経営指導員向け勉強会の開催(保険・金融・防災等専門的な知識)
- ・ チラシ、パンフレット、啓発ポスターの配布などの各種啓発

④事業者BCP策定のための普及啓発

- ・ 各種セミナーの開催

⑤事業者BCP策定及び見直しに関する指導及び助言

- ・ 経営指導員による巡回指導
- ・ 専門家のサポート支援
- ・ 損保会社、金融機関等のサポート支援
- ・ 策定に関するセミナーの開催

⑥地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップ

- ・経営指導員による巡回指導
- ・損保会社、金融機関等と連携しての事業者訪問
- ・支援計画に基づく訓練の支援
- ・事業者BCPの再策定に関するセミナーの開催

⑦地区内の小規模事業者にとって必要な事業継続力強化に関する知見の共有

- ・策定事業者の交流支援
- ・好事例の展開
- ・同業種、同地域単位、サプライチェーン単位の事業者による連携事業継続力強化計画の策定

⑧その他

- ・単会職員向けの研修会等の開催
- ・広域支援計画の策定に関する取組
- ・連携協議会等の取組

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援計画を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携者無し

(別表5)

発災後の対応等に係る事項

発災後の対応等に係る事項		
(1) 発災後の対策		
■大規模自然災害		
自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。		
①応急対策の実施可否の確認		
・発災後、1時間以内に職員の安否報告を行う。 (SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)		
②応急対策の方針決定		
・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 (豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず身の安全確保を行った上で、警報解除後に出勤する。		
・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。		
・大まかな被害状況を確認し、3日以内に市、県連と情報共有する。		
被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない	特に行わない
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。		
③被害情報の共有・報告		
・当会は、被害状況を茨城県の指定する方法にて県に報告し、当市は当会が報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当会に被害情報等を共有し、当会から県へ報告を行う。		
■感染症、サイバー攻撃等		
感染症やサイバー攻撃等が発生した場合は、以下の手順で対応する。		
①市内事業者に対するリスクの周知		
・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後市内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。		

②市内事業者の被害状況の確認

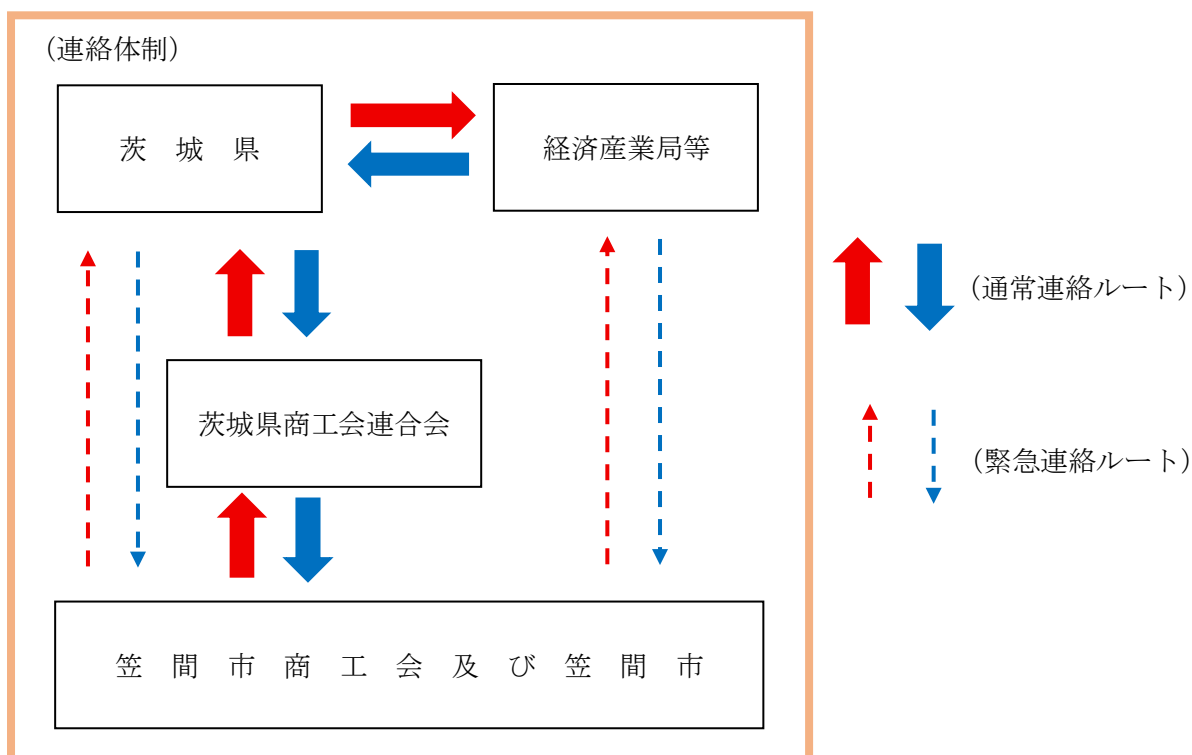
- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた市内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により市内事業者の被害状況を確認する。

③被害情報の共有・報告

- ・当会は、国や茨城県からの情報に基づき、県が定める期日までに県の指定する方法にて県へ報告し、当市は当会から報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当会に被害情報等共有し、当会から県へ報告を行う。

(2) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、茨城県の指定する方法にて情報を茨城県へ報告するとともに、当市は当会が報告した内容について確認を行う。



(3) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、笠間市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ巡回訪問やホームページ等で周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(4) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、地区ブロックをベースにした対策支援体制に基づき、災害対応を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。